

育児休業支援手当金の対象期間及び請求書作成の例

以下に、申請が多いと想定されるケースについて例示します。

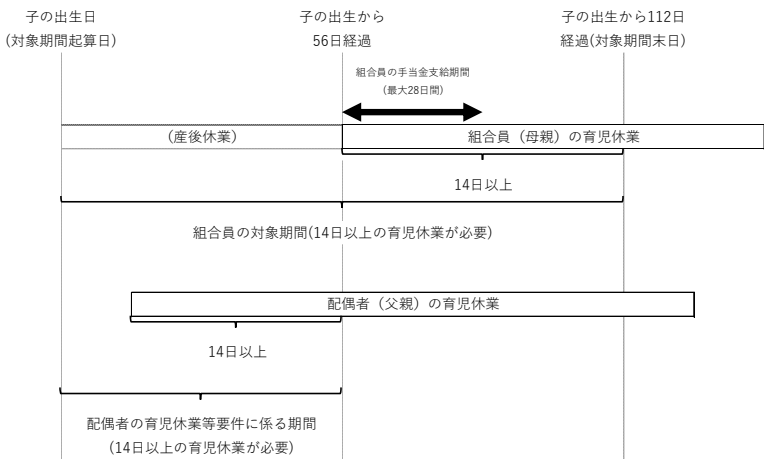
1 組合員が当該子の母親で配偶者も育児休業を取得している場合

(1) 組合員の状況

- ・子の出生日及び出産予定日：令和7年6月1日（子は組合員及び配偶者の実子）
- ・組合員：当該子の母親で産後休業（＝産後の出産休暇）を取得し、産後休業後は56日以上の育児休業を取得
- ・配偶者：当該子の父親で、令和7年6月6日から育児休業を56日以上取得（組合員と同居し、適用事業に雇用されている）

(2) 対象期間等のイメージ

組合員は対象期間内（7/28～9/21）に56日間育児休業を取得していること、及び配偶者は対象期間内に通算して14日以上の育児休業を取得していることから、支給期間の上限である28日間から週休日を除いた20日分の育児休業支援手当金が支給されます。



(3) 請求書の記入

請求書の入力とは下図のとおりです。

当該子に対する申請者 ※どちらかを選択してください	☒ ①母親 ☐ ②父親	申請者の育児休業中の報酬 ※どちらかを選択してください	☒ ①ない ☐ ②ある
配偶者の状況を勘案しない場合の確認 ※配偶者が次に該当する場合、選択してください 入力クリア	① 配偶者は産後休業等をした【『産後休業等』に産後パパ育休は含まれません】 ② 配偶者は当該子と法律上の親子関係がない ③ 配偶者はいない／組合員は配偶者から暴力を受け別居中／配偶者は行方不明 ④ 配偶者は無業者である又は自営業やフリーランスなど雇用される労働者でない ⑤ 上記①～④以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない		
雇用保険加入状況 ※どちらかを選択してください	☒ ①未加入 ☐ ②加入中		
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です	令和7年6月1日		
申請者の育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年7月28日	から	令和7年11月5日 まで 対象期間内における育児休業日数 56 日間
配偶者の育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年6月6日	から	令和7年11月3日 まで 対象期間内における配偶者育児休業日数 52 日間
請求期間	令和7年7月28日	から	令和7年8月24日 まで 「請求期間」は「請求日数」が28日以内になるよう設定する
請求日数	28 日間		支給対象日数 20 日間

「請求日数」は28日だが、週休日を除いた日数が「支給対象日数」に表示される

2 組合員が当該子の父親で配偶者も育児休業を取得している場合

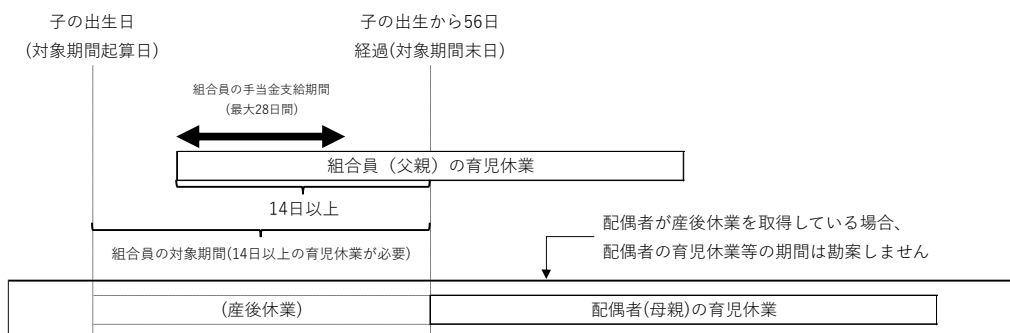
(1) 組合員の状況

- ・子の出生日：令和7年6月1日（子は組合員及び配偶者の実子）
- ・組合員：当該子の父親で、令和7年6月6日から育児休業を56日以上取得
- ・配偶者：当該子の母親で、産後休業（＝産後の出産休暇）取得後、56日以上の育児休業を取得（組合員と同居し、適用事業に雇用されている）

(2) 対象期間等のイメージ

配偶者は産後休業を取得しているため、配偶者の育児休業期間は勘案しません。

組合員は育児休業を取得し、そのうち育児休業をした日数が対象期間内（6/1～7/27）に52日間（通算して14日以上）あるため、支給期間の上限である28日間から週休日を除いた20日分の育児休業支援手当金が支給されます。



(3) 請求書の記入

請求書の入力とは図のとおりです。

当該子に対する申請者 ※どちらかを選択してください	☐ ①母親 ☒ ②父親	申請者の育児休業中の報酬 ※どちらかを選択してください	☒ ①ない ☐ ②ある
配偶者の状況を勘案しない場合の確認 ※配偶者が次に該当する場合、 選択してください 入力クリア	☒ ①配偶者は産後休業等をした【『産後休業等』に産後パパ育休は含まれません】 ☐ ②配偶者は当該子と法律上の親子関係がない ☐ ③配偶者はいない／組合員は配偶者から暴力を受け別居中／配偶者は行方不明 ☐ ④配偶者は無業者である又は自営業やフリーランスなど雇用される労働者でない ☐ ⑤上記①～④以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない		
雇用保険加入状況 ※どちらかを選択してください	☒ ①未加入 ☐ ②加入中		
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です	申請者が父親の場合はセルが自動で塗りつぶされる（入力不要）		
申請者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年6月6日	から	令和7年9月14日 まで 対象期間内における 育児休業日数 52 日間
配偶者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません		から	まで 対象期間内における 配偶者育児休業日数 勘案しない
請求期間	令和7年6月6日	から	令和7年7月3日 まで 請求期間は請求日数が28日以内になるよう設定する
請求日数	28 日間	支給対象日数	20 日間

「請求日数」は28日だが、週休日を除いた日数が「支給対象日数」に表示される

「配偶者の状況を勘案しない場合の確認」のいずれかを選択した場合、入力セルが自動で塗りつぶされる（入力不要）

3 組合員が当該子の父親で配偶者が専業主婦の場合

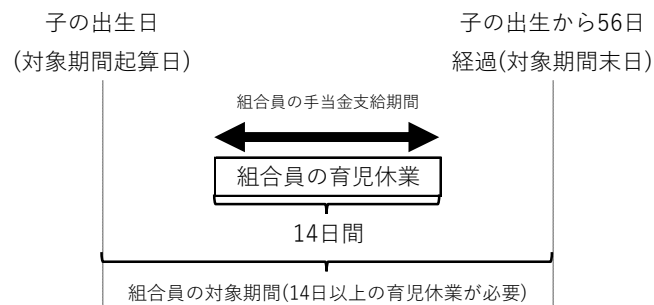
(1) 組合員の状況

- ・子の出生日：令和7年6月1日（子は組合員及び配偶者の実子）
- ・組合員：当該子の父親で、令和7年6月1日から育児休業を14日間取得
- ・配偶者：当該子の母親で専業主婦

(2) 対象期間等のイメージ

配偶者は「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」に該当するため、配偶者の状況は勘案しません。

また、組合員は対象期間内に14日間育児休業を取得していることから、支給期間の上限である14日間から週休日を除いた10日分の育児休業支援手当金が支給されます。



(3) 請求書の記入

請求書の入力の下図のとおりです。

当該子に対する申請者 ※どちらかを選択してください	☐ ①母親 ☒ ②父親	申請者の育児休業中の報酬 ※どちらかを選択してください	☒ ①ない ☐ ②ある
配偶者の状況を勘案しない場合の確認 ※配偶者が次に該当する場合、選択してください 入力クリア	①配偶者は産後休業等をした【『産後休業等』に産後パパ育休は含まれません】 ②配偶者は当該子と法律上の親子関係がない ③配偶者はいない／組合員は配偶者から暴力を受け別居中／配偶者は行方不明 ☒ ④配偶者は無業者である又は自営業やフリーランスなど雇用される労働者でない ⑤上記①～④以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない		
雇用保険加入状況 ※どちらかを選択してください	☒ ①未加入 ☐ ②加入中	配偶者は無業者に該当するため、④を選択	
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です			
申請者の育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年6月1日	から	令和7年6月14日 まで 対象期間内における育児休業日数 14日間
配偶者の育児休業期間 ※産後休業は含みません		から	まで 対象期間内における配偶者育児休業日数 勘案しない
請求期間	令和7年6月1日	から	令和7年6月14日 まで
請求日数	14日間		支給対象日数 10日間

「請求日数」は14日だが、週休日を除いた日数が「支給対象日数」に表示される

「配偶者の状況を勘案しない場合の確認」のいずれかを選択した場合、入力セルが自動で塗りつぶされる（入力不要）

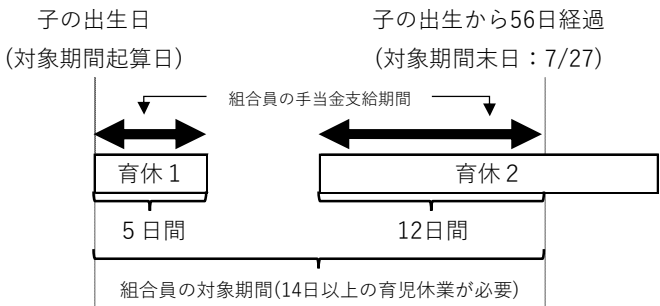
4 組合員が当該子の父親で育児休業を分割取得し、かつ配偶者が専業主婦の場合

(1) 組合員の状況

- ・子の出生日：令和7年6月1日（子は組合員及び配偶者の実子）
- ・組合員：当該子の父親で、育児休業を下記の2回に分割して取得
 - ①令和7年6月1日～6月5日（以下「育休1」という。）
 - ②令和7年7月16日～8月31日（以下「育休2」という。）
- ・配偶者：当該子の母親で専業主婦

(2) 対象期間等のイメージ

組合員は対象期間内（6/1～7/27）に通算して17日間の育児休業を取得しているため、それぞれの請求期間から週休日を除いた12日分の育児休業支援手当金が支給されます。



(3) 請求書の記入

請求書は「育休1」「育休2」ごとに作成してください。

その際、エラーメッセージ「【注意】14日以上が請求の対象日です↓」が表示される場合がありますが、「育休1」「育休2」の請求書における「対象期間内における育児休業日数」の合計が14日以上あれば支給要件を満たします（①+②≥14）。

<育休1>

当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です						【注意】14日以上が請求の対象です↓
申請者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年6月1日	から	令和7年6月5日	まで	対象期間内における 育児休業日数	5日間 ①
配偶者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません		から		まで	対象期間内における 配偶者育児休業日数	勘案しない
請求期間	令和7年6月1日	から	令和7年6月5日	まで		
請求日数	5日間				支給対象日数	4日間

<育休2>

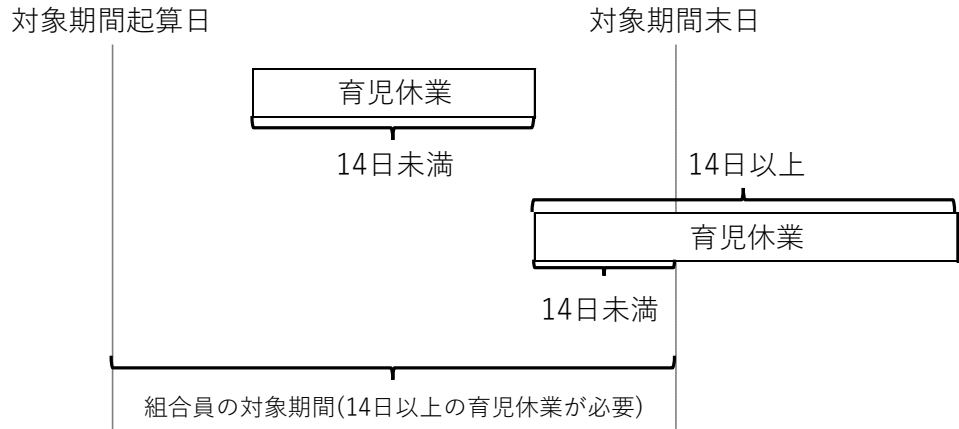
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です						【注意】14日以上が請求の対象です↓
申請者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年7月16日	から	令和7年8月31日	まで	対象期間内における 育児休業日数	12日間 ②
配偶者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません		から		まで	対象期間内における 配偶者育児休業日数	勘案しない
請求期間	令和7年7月16日	から	令和7年7月27日	まで		
請求日数	12日間				支給対象日数	8日間

請求期間の最終日は対象期間末日以前の日付に設定する
※対象期間末日を超過するとエラーメッセージが表示される

5 組合員の育児休業が規定に満たない場合

(1) 対象期間等のイメージ

対象期間内の育児休業等期間が14日に満たない場合、育児休業支援手当金の対象になりません。



(2) 請求書の表示

請求書に下記メッセージが表示される場合、支給対象外であることを示しています。

当該子に対する申請者 ※どちらかを選択してください	☒ ①母親 ☐ ②父親	申請者の育児休業中の報酬 ※どちらかを選択してください	☒ ①ない ☐ ②ある			
配偶者の状況を勘案しない場合の確認 ※配偶者が次に該当する場合、選択してください 入力クリア	☐ ①配偶者は産後休業等をした【『産後休業等』に産後パパ育休は含まれません】					
	☐ ②配偶者は当該子と法律上の親子関係がない					
	☐ ③配偶者はいない／組合員は配偶者から暴力を受け別居中／配偶者は行方不明					
	☐ ④配偶者は無業者である又は自営業やフリーランスなど雇用される労働者でない					
	☐ ⑤上記①～④以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない					
雇用保険加入状況 ※どちらかを選択してください	☒ ①未加入 ☐ ②加入中					
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です	令和7年6月1日					
申請者の育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年7月28日	から	令和7年8月9日	まで	対象期間内における育児休業日数	13日間
配偶者の育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年6月1日	から	令和7年6月5日	まで	対象期間内における配偶者育児休業日数	5日間
請求期間	令和7年7月28日	から	令和7年8月9日	まで		
請求日数	13日間		支給対象日数	10日間		

6 令和7年4月1日より前に育児休業を開始した場合

(1) 組合員の状況

- ・子の出生日：令和6年12月23日（子は組合員及び配偶者の実子）
- ・組合員：当該子の母親で産後休業（＝産後の出産休暇）を取得し、産後休業後は56日以上の育児休業を取得
- ・配偶者：当該子の父親で、令和6年12月23日から育児休業を56日以上取得（組合員と同居し、適用事業に雇用されている）

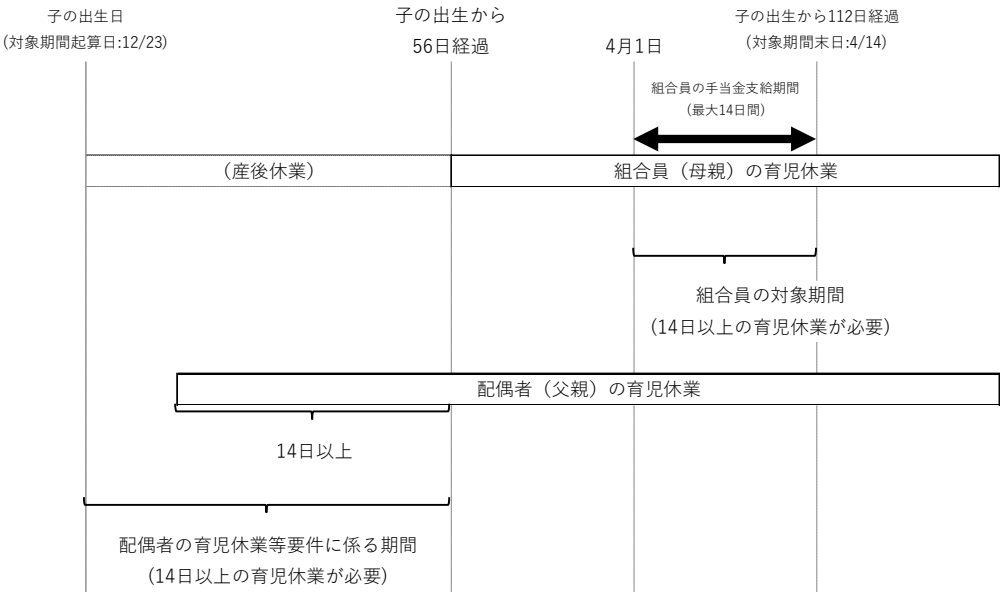
(2) 対象期間等のイメージ

組合員は対象期間内（4/1～4/14）に14日間育児休業を取得していること、及び配偶者は対象期間内（12/23～2/17）に通算して14日以上の育児休業を取得していることから、支給期間の上限である14日間から週休日を除いた10日分の育児休業支援手当金が支給されます。

【注意点】

令和7年4月1日より前に育児休業を開始した場合、支給期間等の起算日は次のとおりです。

- ・組合員の支給期間の起算日：令和7年4月1日
- ・配偶者の育児休業日数の起算日：実際の育児休業の開始日



(3) 請求書の記入

請求書の入力とは図のとおりです。

				R7.4.1 以降の日数をカウント	
				実績どおりに入力	
当該子の出産予定日 ※申請者が父親の場合は記入不要です	令和6年12月23日				
申請者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和7年2月18日	から	令和7年12月22日	まで	対象期間内における 育児休業日数 14 日間
配偶者の 育児休業期間 ※産後休業は含みません	令和6年12月23日	から	令和7年2月17日	まで	対象期間内における 配偶者育児休業日数 56 日間
請求期間	令和7年4月1日	から	令和7年4月14日	まで	
請求日数	14 日間			支給対象日数	10 日間

請求期間の開始日は 4/1

請求期間の末日を記入
※対象期間を超過するとエラーメッセージが表示される